

# 平成30年第3回教育委員会定例会日程

日 時 平成30年3月26日（月）午後1時30分  
場 所 北栄町役場 第1委員会室

## 1 開 会

## 2 会議録署名委員の指名

## 3 行政報告

教育長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、中央公民館長

## 4 議 案

- 議案第12号 平成30年度北栄町立小学校及び中学校の学級編成基準について
- 議案第13号 北栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第14号 北栄町立中学校部活動指導員に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第15号 県費負担教職員の勤務時間の特例に関する取扱要領の制定について
- 議案第16号 北栄町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の制定について
- 議案第17号 北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第18号 北栄町文化財保護委員会委員の委嘱について
- 議案第19号 北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について
- 議案第20号 北栄町スポーツ推進審議会委員の任命について
- 議案第21号 平成30年度こども園、小学校及び中学校医の委嘱について

## 5 協議事項

- ・北栄町教育振興計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・配付済

## 6 報 告

- ・平成29年度こども園評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・当日配付
- ・区域外就学の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
- ・平成30年度学校施設工事執行計画について・・・・・・・・・・資料2
- ・平成30年3月北栄町議会一般質問について・・・・・・・・・・資料3

## 7 その他

- ・次回教育委員会 第3回臨時会 4月3日（火）着任式後  
第4回定例会 4月 日（ ）午後1時30分

## 8 閉 会

## 3月行政報告

＝教育長＝

### ◎業務内容

- 3月 1日 倉吉西高卒業式  
北栄教育連絡会
- 3月 2日 米子松蔭高卒業式  
北条小学校4年1組ゲストティーチャー
- 3月 4日 倉吉鴨水館卒館式
- 3月 5日～19日 北栄町議会3月定例会
- 3月 7日 臨時保育教諭外面接試験
- 3月 8日 北栄町職員労働組合町長交渉
- 3月 9日 大栄中学校卒業式  
人事評価聞き取り
- 3月10日 県教育委員会人事協議
- 3月11日 県教育委員会人事内示
- 3月13日 北栄町議会行政報告会  
北栄町学校給食運営委員会
- 3月14日 第3回北栄町社会教育委員会兼北栄町公民館運営審議会  
人事評価聞き取り  
第1回教育委員会臨時会  
北栄町人権教育地区推進員研修会
- 3月15日 校長内示  
人材育成基本方針検討会
- 3月16日 大栄小学校卒業式  
人事評価聞き取り
- 3月17日 郷土史入門講座
- 3月19日 第2回教育委員会臨時会
- 3月20日 竹歳敏夫奨学育英会理事会
- 3月22日 子育てポイントラリー鳥取県生協協力調印式  
人権教育推進協力員視察研修  
第3回教育行政評価委員会
- 3月23日 大谷こども園卒園式  
フッ化物洗口PTA役員説明会
- 3月24日 北条みどり保育園卒園式

## 第12回 教育連絡会

平成30年3月1日

### ★私たちの中心にある一番の目的は

「子どもたちのために」

このことを忘れることなく、初心に返って

### ★いじめ問題について

子ども達の様子をしっかりと観察して、兆候を見逃すことなく適切な対応をお願いします。

神奈川県茅ヶ崎市の小学校で、いじめを受けていたと認定する調査報告がありました。この中で、担任の教諭は「注意するのが面倒で、見て見ぬふりをした」と説明したそうです。子どもの保護者がいじめを訴えて、学校が聞き取りしたときは、「いじめに気づけなかった」虚偽の説明をしていたようです。本町で、子ども達や保護者からの相談があった場合には、担任が抱え込むことなく、学校内部で情報を共有し、適切な対応をお願いします。

### ★報連相＋確認

報 良い結果も悪い結果も事実をありのまま伝える。

連 すばやく正確に伝える。組織で情報を共有。

相 独断で判断せず、早めに上司に相談。相談する際は、問題点を整理して自分で代案を考えておく。

確認 結果の確認をしてください。

### ★登下校時の安全確保

春になり気候が良くなって、子ども達が自転車に乗る機会が増えてくると思います。また、春休みに入ることから、子ども達に交通安全の注意喚起、自転車運転ルールの徹底（一時停止、ヘルメット着用、併走禁止など）を図ってください。

通学路見守りボランティア、こどもかけこみ110番への協力依頼をお願いします。

### ○教職員の時間外業務削減及び働き方改革に関する取組について

標記のことについて、県が「学校業務カイゼン活動推進検討会」を設置し、「学校業務カイゼンプラン」査定して取組を図ることとしているところですが、各学校においても業務改善方針及び計画を策定して取組の推進をお願いします。

### ○年度末、学年末に向けて

年度の締めくくりの月になりました。今年度指導すべきことをしっかり指導しきったか、指導したことがしっかり定着しているか、指導残しがないかなど検証してください。

検証を受けて、北栄町教育大綱や北栄町教育振興計画の達成に向けて、今年度の評議員会の評価や意見を参考にして園、学校経営、運営の方針、計画を立ててください。

### ○教職員人事について

- 3月10日 教育長協議
- 3月11日 教育長内示
- 3月14日 臨時教育委員会
- 3月15日 校長内示 8時～ 北条小学校 8時10分～ 大栄小学校  
8時20分～ 北条中学校 8時30分～ 大栄中学校  
教職員内示 15時30分以降  
新規採用教員内示（養教以外） 16時～
- 3月16日 新規採用教員内示（養教）  
講師任用内示
- 3月23日 異動表HP掲載
- 3月24日 人事異動新聞掲載

### ＝教育総務課＝

#### 1 家庭教育・家庭学習のてびきについて

0歳から15歳までの育ちをつなぐ家庭教育・家庭学習のてびきが完成し、15歳までのお子さんがある世帯（1,300世帯）に配布しました。

作製 2,200部 費用 534,600円

#### 2 小・中学校の卒業と進学等について

卒業生の人数と進学等については次のとおり。

学校名	卒業生	卒業後の進路等（予定）
北条小学校	男30、女38、計68	北条中65、大栄中1、湯梨中2
大栄小学校	男31、女27、計58	大栄中53、鳥大付2、湯梨中1、倉養2
北条中学校	男34、女27、計61	高校等60、就職1
大栄中学校	男26、女34、計60	高校等60

#### 3 不登校、問題行動等の状況

区分	不登校（30日以上）			2月の問題行動 （関係者数）	月のいじめ （被害者数/加害者数）
	1月 末	2月増	計		
北条小	5人		5人	万引き1	
大栄小	3人	1人	4人		
北条中	4人		4人		冷やかしからかい1/1
大栄中	3人		3人	生徒間暴力1、外泊2	冷やかしからかい1/2

(参考) 教育委員会制度について (新・旧比較)

区分		新制度	旧制度
教育 委員	委員数	4人 (教育長含まず)	5人 (教育長含む)
	選任	町長が議会の同意を得て任命	
	任期	4年 (任期が特定の年に重ならないように配慮)	
教育長	選任	町長が議会の同意を得て任命	委員5人から教育委員会が任命
	任期	3年	4年
教育 委員長	選任		教育長を除く委員4人から互選
	任期		1年

※H27. 4. 1 改正法施行

## ＝生涯学習課＝

### 1 北栄みらい伝承館事業について

①期 間 2月16日～3月31日

場 所 北栄みらい伝承館 (北条歴史民俗資料館)

概 要・北栄町の人物伝

「武信佐五右衛門と潤太郎～日本近代化の先駆けと大山信仰」

- ・「明治150年」「大山開山1300年」を記念し、武信家を紹介
- ・国史跡の台場跡がある湯梨浜町・琴浦町とも連携した事業

②日にち 2月24日

概 要・倉吉博物館講座⑨

生田和孝生誕90年記念「愛弟子が語る生田和孝の陶業 河本賢治」

- ・来館者54人

### 2 北栄町バスケットボール大会について

日にち 2月18日

場 所 北条体育館

概 要・27チームの参加

結 果 男子の部 優勝 みどり南 第2位 大谷B 第3位 青木・比山 北条島  
女子の部 優勝 東新田場 第2位 北条島 第3位 大谷

### 3 平成29年度北栄町スポーツ表彰表彰式について

日にち 2月25日

場 所 北条農村環境改善センター

概 要・スポーツ特別賞1名、スポーツ最優秀賞8名、スポーツ優秀賞22名、  
スポーツ敢闘賞109名、スポーツ奨励賞56名 計197名

スポーツグランプリ表彰

大自治会の部 第1位 大谷 第2位 大島 第3位 由良宿2区

中自治会の部 第1位 北条島 第2位 みどり二区 第3位 緑ヶ丘団地

小自治会の部 第1位 西高尾 第2位 青木 第3位 高千穂  
日本海新聞ふるさと大賞  
地域貢献賞 福島慎吾 由良だんじり（青年団）  
スポーツ功労賞 松下綾馬 北栄スポーツクラブ水泳部

#### 4 コール・ウィンドミルコンサート with 合唱団 こさじ ～皆の幸せが百年続きますように～

日にち 2月25日

場 所 大栄農村環境改善センター

参観者 約300名

概 要・町内コーラスグループ コール・ウィンドミル主催

- ・鳥取県中部地震からの復興応援、地域の活性化を目的に～皆の幸せが百年続きますように～と合唱団こさじと連携しコンサート開催
- ・平成29年度鳥取県震災復興活動特別支援事業、北栄町地域の自立・活性化活動支援事業を活用して実施

#### 5 北栄町人権教育地区推進員研修会について

日 時 3月14日（水） 19:00～

場 所 大栄農村環境改善センター

概 要・各自治会で地区推進員になられた方を対象に研修  
・任務について説明

#### 6 ほくほくプラザについて

##### ①絵本の読み聞かせ会

日 時 2月4日（日） 午前10時～11時

概 要・人形劇「おにはそと」

- ・絵本「かえるをのんだととさん」他

参加者 38名（幼21名、小3、大14名）

日 時 3月11日（日） 午前10時～11時

概 要・人形劇「ひなまつりにおひなさまをかざるわけ」

- ・手遊び絵本「おやゆびさん」他

参加者 名

##### ②懐メロとおしゃべりサロン

日 時 2月16日（金） 午前9時～11時

概 要・懐メロを楽しむ（聞く・歌う）

- ・軽食を囲んで会話を楽しむ

参加費 100円

参加者 10名

## 色あそびとおしゃべりサロン

日 時 3月16日(金) 午前9時～11時

概 要 ・クレヨン、水彩を使い塗り絵、絵を描き色使いを楽しむ。  
・軽食を囲んで会話を楽しむ

参加費 100円

参加者 名

## ③子ども向け行事

体験教室 「ニュースポーツを体験しよう！」

日 時 3月17日(土) 午後1時30分～3時30分

対 象 誰でも参加可(幼児保護者同伴要) 先着25名

概 要 ・パットゲームスター、ラダーゲッターを体験する。

参加費 100円

参加者 名

## ほくほく食堂

日 時 3月26日(月) 午前9時30分～午後2時

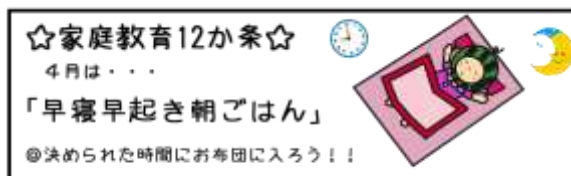
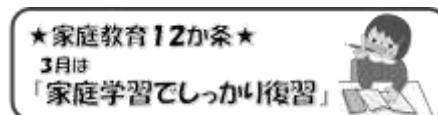
対 象 誰でも参加可(幼児保護者同伴要)

概 要 みんなで食事、レクリエーション等を楽しむ。

参加費 子ども無料、大人200円

## 【特徴的な事項】

- ・B&G海洋センタープール等改修工事年度末完成



## ＝図書館＝

### 1 自殺対策パネル展について

期 間 3月3日(土)～3月13日(火)

場 所 図書館 1階ロビー

内 容 「自殺対策週間」に合わせ、自殺について考える機会とする。健康推進課との連携協力展示

## 2 あたまイキイキ音読教室について

日 時 3月8日(木) 午前10時30分～

場 所 図書館 研修室

概 要 昔話や絵本、童話などを参加者全員で声に出して読む。手遊び、歌も盛り込む。

参加者 4名

## 3 「今こそ絵本を！」事業 柳田邦男 絵本のすすめ講座について

日 時 3月15日(木) 午後1時50分～3時30分

場 所 北栄町大栄農村環境改善センター 多目的ホール

概 要 演題「絵本は深い文学作品ですー中学生への再読のすすめ」

対象は大栄中学校、北条中学校、保護者など

講 師 ノンフィクション作家、絵本推進活動家

参加者 約160名

## 4 第4回郷土史入門講座について

日 時 3月17日(土) 午後1時30分～3時30分

場 所 北栄町図書館 2階 研修室

概 要 「鳥取藩が見た日本近代化ーウェスタンインパクトと台場・反射炉」

講 師 品川区立品川歴史館 学芸員 富川武史氏

参加者 名

## 5 蔵書点検について

期 間 3月18日(日)～3月24日(土) 【北条分室は19日(月)～23日(金)】

内 容 図書館で所蔵している図書や雑誌が、あるべき場所に収まっているかどうかを確認し、所在不明のものがいないか点検。

## 6 「本の特集コーナー」について

期 間 3月1日(木)～3月31日(土)

(図書館1階フロア)

春を待つ絵本、ベストリーダー(4月～1月まで)、直木賞・芥川賞受賞作品、追悼  
葉室麟が書いた世界

(北条分室)

直木賞候補作家 過去の作品、今年度本屋大賞候補作品、読み聞かせボランティア  
おすすめの絵本、ダイエット、春の絵本

## 7 今後の予定について

(1) 自閉症啓発パネル展について

期 間 3月27日(火)～4月18日(水)

場 所 図書館玄関ロビー&1階フロア



概要 4月2日の「世界自閉症啓発デー」に合わせ、自閉症をはじめとする発達障がいへの理解を深める機会とする。合わせて、関連本を展示し貸出につなげる。

(2) あたまイキイキ音読教室について

日時 4月19日(木) 午前10時30分～

場所 図書館 研修室

概要 昔話や絵本、童話などを参加者全員で声に出して読む。手遊び、歌も盛り込む。

【特徴的な事項】

1 図書館の貸出状況等について

平成30年2月分の貸出等実績

		利用者人数 (人)	貸出冊数 (冊)
2月の貸出実績	図書館 (前年同月)	1,243 (1,390)	4,798 (4,938)
	北条分室 (前年同月)	600 (562)	2,106 (2,092)
4月からの累計	図書館 (前年同月)	14,924 (15,813)	55,391 (56,683)
	北条分室 (前年同月)	7,115 (6,826)	24,823 (24,734)

＝中央公民館＝

1 中央公民館ロビー展について

日時 3月1日(木)～15日(木)

概要 トールペイント教室作品展

日時 3月16日(金)～30日(金)

概要 シニアクラブ活動展

2 自治会まちづくり役員研修会について

日時 3月11日(日) 午前10時～11時30分

場所 中央公民館 講堂

参加者 50名

概要 事例発表「自治会役員は楽しくやらなければおもしろくない」

講師 前六尾自治会長 秋山 修 氏

情報交換、教育委員会関係事業の取り組みについて

### 3 北栄文芸(50号)記念号について

《編集委員会》

日 時 3月12日(月) 午後1時30分～午後4時

場 所 中央公民館 中研修室

参加者 6名

概 要 ・追悼コーナー・遺稿について  
・第50号の編集作業

予 定 第50号:4月10日(火)部数 部発刊  
(販売200円 ※バックナンバーも販売)

### 4 今後の予定について

#### ・中央公民館ロビー展について

日 時 4月2日(月)～4月15日(木)

概 要 ちぎり絵・木工クラブ作品展

日 時 4月16日(月)～4月31日(火)

概 要 油絵教室作品展

#### ・シニアクラブ開講式

日 時 4月23日(月) 午後1時30分～

場 所 中央公民館 講堂

概 要 講演①「町政について」 松本町長  
講演②「元気でいきいき健康寿命を延ばそう！」  
ストレッチ体操インストラクター 岡本美加さん

### ＝中央公民館大栄分館＝

#### 1 中央公民館大栄分館ロビー展について

(1) 日 時 3月1日(木)～15日(木)

概 要 マンガ寺子屋作品展

(2) 日 時 3月16日(金)～28日(水)

概 要 やきもの愛好会作品展

#### 2 今後の予定について

##### ・中央公民館大栄分館ロビー展について

日 時 4月1日(日)～15日(日)

概 要 町民ミュージカル写真展

日 時 4月16日(月)～30日(月)

概 要 写真愛好会展

議案第 1 2 号

平成 3 0 年度北栄町立小学校及び中学校の学級編成基準について

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）第 4 条の規定により、平成 30 年度の北栄町立小学校及び中学校の学級編成基準を定めたいので、北栄町教育長に対する事務委任規則（平成 17 年北栄町教育委員会規則第 5 号）第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

平成 3 0 年 3 月 2 6 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

平成 3 0 年度同学年の児童・生徒で編成する 1 学級の児童又は生徒の数

(1) 小学校

1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
3 0 人	3 0 人	3 3 人	3 3 人	3 5 人	3 5 人

(2) 中学校

1 年	2 年	3 年
3 3 人	3 5 人	3 5 人

(添付参考資料：議案第12号関係)

●少人数学級編成 整理表 (協力金含む)

【小学校】

基準/学年	小1年	小2年	小3年	小4年	小5年	小6年
国	35人	40人	40人	40人	40人	40人
県 29	<b>30人</b>	<b>30人</b>	35人	35人	<b>35人</b>	<b>35人</b>
	②県単独	②県単独	①県・町	①県・町	①県・町	①県・町
町			<b>33人</b>	<b>33人</b>		
			③町単独	③町単独		

※③町単独は、学年児童数が67人から70人までが対象で、すべて町負担500万円。

①71人から80人までが、県・町1/2協力金で半額負担。小学校は、教員1名分の負担となり、町負担200万円×1名分となる。

②県単独は、すべて県費負担。町負担0円

【中学校】

基準/学年	中1年	中2年	中3年
国	40人	40人	40人
県	<b>33人</b>	<b>35人</b>	<b>35人</b>
	②県単独	①県・町	①県・町
町			

※①71人から80人までが、県・町1/2協力金で半額負担。中学校は、原則、教員2名分(学級数による)の負担となり、200万円×2名分となる。(学校の学級数により教員配置数は1名の場合もある。)

②県単独は、すべて県費負担。町負担0円

・町単独基準はない。

議案第13号

北栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定  
について

北栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を制定したいので、  
北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成30年3月26日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

北栄町立小学校及び中学校管理規則(平成17年北栄町教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)</p> <p>第24条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、<u>それぞれ医師、歯科医師及び薬剤師のうちから</u>教育委員会が委嘱する。</p> <p>2 略</p> <p>(部活動指導員)</p> <p><u>第34条の3 教育委員会が必要と認める中学校に、部活動指導員を置く。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、部活動指導員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u></p>	<p>(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)</p> <p>第24条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、<u>校長の推薦により</u>教育委員会が委嘱する。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議案第14号

北栄町立中学校部活動指導員に関する規則の一部を改正する規則の制定  
について

北栄町立中学校部活動指導員に関する規則の一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成30年3月26日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町立中学校部活動指導員に関する規則の一部を改正する規則

北栄町立中学校部活動指導員に関する規則(平成29年北栄町教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期間及び回数)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>指導員の勤務日及び勤務時間の割り振りは、校長が別に定める。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第8条 指導員の報酬の額は、<u>1時間当たり1,520円とする。</u></p>	<p>(期間及び回数)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>1回の指導時間は2時間程度とする。</u></p> <p>3 <u>指導回数は、校長が必要と認める回数とする。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第8条 指導員の報酬の額は、<u>指導1回当たり2,650円とし、1回の指導が2時間を超える場合は、その2時間を超えた時間に対して1時間当たり1,325円を支給する。ただし、1日6時間を限度とし、年間の総額は10万円を上限とする。</u></p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。



議案第15号

北栄町立学校県費負担教職員の勤務時間の特例に関する取扱要領の制定について

北栄町立学校県費負担教職員の勤務時間の特例に関する取扱要領を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成30年3月26日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

## 北栄町立学校県費負担教職員の勤務時間の特例に関する取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、県費負担教職員の勤務時間の特例に関する要綱（平成30年2月26日付第201700284962号鳥取県教育委員会教育長通知）に基づき、子の養育又は介護等を行う職員の仕事と家庭生活等との両立を図るため、北栄町立学校県費負担教職員の子の養育又は介護等を理由とする早出遅出勤務（以下「特例勤務」という。）に係る勤務時間の割振りの実施に関し、必要な手続きを定めるものとする。

### 2 請求・承認等の手続き

- (1) 職員は、特例勤務の承認を受けようとするときは、承認を受けようとする期間の始まる日の2週間前（当該日が週休日等の場合は、直前の勤務日）までに、特例勤務請求書（様式第1号）により、校長（北栄町教育委員会が定める学校管理規則で職員の勤務時間の割振りを定める校長。以下同じ。）に請求しなければならない。なお、子の養育の理由で請求する場合は、子の出生前においても請求することができるものとする。
- (2) 校長は、特例勤務の請求を行った職員に対して、当該請求の内容を確認する必要があると認めるときは、当該職員に対して証明書等の書類の提出を求めることができるものとする。
- (3) 校長は、請求の内容が学校の運営に支障を生じないと認めた場合には、特例勤務指定簿（様式第2号）に当該請求内容を記入して承認するとともに、当該請求のとおり勤務時間を割り振らなければならない。なお、学校の運営の支障の有無の判断に当たっては、当該請求をした職員の業務の内容、業務量等を総合して行うものとする。
- (4) 校長は、当該特例勤務の内容を、必要に応じて所属の職員に周知するものとする。
- (5) 校長は、当該特例勤務の承認を行った場合には、北栄町教育委員会に報告するものとする。
- (6) 校長は、職員の服務監督、校内の連携及び業務執行体制の確保に努めるとともに、特例勤務を取得した職員の勤務時間について、県民の誤解を生じないように努めなければならない。

### 3 内容の変更の承認

- (1) 特例勤務をしている職員は、既に承認を受けている内容について変更する必要がある場合は、変更を希望する期間の始まる日の2週間前（当該日が週休日等の場合は、直前の勤務日）までに、特例勤務変更請求書（様式第3号）により、内容の変更を校長に請求することができるものとする。
- (2) 校長は、当該特例勤務内容の変更の承認を行った場合には、北栄町教育委員会に報告するものとする。

### 4 承認の取消し

- (1) 校長は、特例勤務をしている職員の業務を処理するための措置を引き続き講じることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たときは、当該特例勤務の承認を取り消すことができる。
- (2) 特例勤務をしている職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、子の養育又は介護の状況変更届（様式第4号）により遅滞なく校長に届け出なければならない。また、当該届出を受けた校長は、当該事由が発生した日をもって当該特例勤務の承認を取り消さなければならない。

ア 請求に係る子が死亡した場合

イ 請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより、請求をした職員の子でなくなった場合

ウ 請求に係る子が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）である場合において、当該子が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法

- (昭和22年法律第 164 号) 第27条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたことにより、当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
- エ 請求をした職員が請求に係る子と同居しなくなった(請求に係る期間を通じて同居しない状態が続くことが見込まれる)場合
  - オ 請求に係る要介護者(2(2)アからカに掲げる者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)が死亡した場合
  - カ 請求に係る要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した場合(離婚、婚姻の取消し、離縁等により職員の親族でなくなった場合)
  - キ その他、対象職員(2(1)及び(2)に規定する職員をいう。様式第4号において同じ。)に該当しなくなった場合
- (3) 校長は、当該特例勤務の承認を取り消した場合には、北栄町教育委員会に報告するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。なお、請求は、施行日前から行うことができる。

特例勤務請求書

年 月 日			
北栄町立 学校長 様			
請求者職氏名 □			
下記のとおり特例勤務を請求します。			
1 請求理由	<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 要介護者の介護 <input type="checkbox"/> 定期通院 <input type="checkbox"/> 夏季休業日における早出勤務		
2 請求に係る 子又は要介 護者	氏 名		
	続柄等		
	子の生年月日	年 月 日	
3 養育、介護又 は通院の具 体的な内容			
4 請求の期間及 び内容等	期 間	内 容	勤 務 時 間
	年 月 日 ~ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 毎 日  <input type="checkbox"/> 毎 週                      曜日  <input type="checkbox"/> その他 <div style="font-size: 2em; margin-left: 20px;">( )</div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">始業</div> <div>時 分</div> </div>  <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">終業</div> <div>時 分</div> </div>

- (注) ① 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- ② 「2」欄中、請求に係る子が請求の際に出生していない場合、「子の生年月日」欄は出産予定日を記入すること。
- ③ 「3」欄は、請求理由の具体的な内容記載すること。(例：保育所への送迎)
- ④ 「4」欄中、上記2の状況で出産日からの勤務を請求する場合、「期間」の始期は出産予定日を記入すること。この場合、出産日が出産予定日と異なった場合は、特例勤務指定簿(様式第4号の2)の期間を正しい期間に修正すること。
- ⑤ 「4」欄中、「内容」の「その他」を選択した場合は、( )内に具体的な内容を記載すること。
- (例1) 週(期間)によって曜日が異なる場合  
         △・▽曜日(○月○日～○月○日)、◇・□曜日(◎月◎日～◎月◎日)
- (例2) 特定の日のみの場合  
         ○月○日、□月□日、△月△日、◇月◇日、◎月◎日・・・ など
- ⑥ 該当する□には✓印を記入すること。

特例勤務指定簿 ( 年度)

学校名	
-----	--

職	氏名	申請理由	期間	内容	勤務時間	校長承認印	備考
		<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 夏季早出	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他	時 分 ~ 時 分		
		<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 夏季早出	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他	時 分 ~ 時 分		
		<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 夏季早出	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他	時 分 ~ 時 分		
		<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 夏季早出	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他	時 分 ~ 時 分		
		<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 夏季早出	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他	時 分 ~ 時 分		
		<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 夏季早出	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他	時 分 ~ 時 分		
		<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 夏季早出	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他	時 分 ~ 時 分		
		<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 夏季早出	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他	時 分 ~ 時 分		
		<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 夏季早出	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他	時 分 ~ 時 分		
		<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 夏季早出	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他	時 分 ~ 時 分		
		<input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 夏季早出	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他	時 分 ~ 時 分		

(注) ① 備考欄には、特例勤務の内容が毎週又はその他の場合の具体的内容について記載すること。  
 ② 該当する□には✓印を記入すること。

特例勤務変更請求書

年 月 日			
北栄町立 学校長 様			
請求者職氏名 <span style="float: right;">▪</span>			
下記のとおり特例勤務の内容の変更を請求します。			
1 変更の内容	期 間	内 容	勤務時間
	年 月 日 ~ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> 毎 週 曜 日 <input type="checkbox"/> その他	始業 時 分  終業 時 分
	変更を必要とする理由		

- (注) ① 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。  
 ② 「1」欄は、変更を希望する内容を記入すること。  
 ③ 該当する□には✓印を記入すること。

子の養育又は介護の状況変更届

年 月 日

北栄町立 学校長 様

職氏名

次のとおり、特例勤務に係る（子の養育 要介護者の介護）の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 子の養育に係る状況の変更

- 子が死亡した
- 職員の子でなくなった  
( 離縁  養子縁組の取消  家事審判事件の終了  
 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除 )
- 子と同居しなくなった
- その他対象職員に該当しないこととなった  
(内容: )

(2) 要介護者の介護に係る状況の変更

- 要介護者が死亡した
- 要介護者と職員との親族関係が消滅した  
(消滅の理由: )
- その他対象職員に該当しないこととなった  
(内容: )

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) ① 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

② 該当するには✓印を記入すること。

## 県費負担教職員の勤務時間の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子の養育又は介護等を行う職員の仕事と家庭生活等との両立を図るため、県費負担教職員の子の養育又は介護等を理由とする早出遅出勤務（以下「特例勤務」という。）に係る勤務時間の割振りの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、特例勤務は、始業及び終業の時刻を通常の勤務時間とは異なる時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。

(対象職員)

第2条 特例勤務の請求ができるのは、次の各号のいずれかに該当する職員とする。（ただし、非常勤職員、再任用職員（短時間勤務）、育児短時間勤務職員、交代制勤務職員を除く。）

(1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）の養育をする職員

(2) 次のアからカに掲げる者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員（カに掲げる者にあつては、職員と同居（職員がその者の居住している住宅に泊まり込む場合を含む。）しているものに限る。）

ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

イ 父母

ウ 子

エ 配偶者の父母

オ 祖父母、孫、兄弟姉妹

カ 職員と配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者（父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者）及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者（子の配偶者及び配偶者の子）

(3) 自身の疾病（人工透析及び放射線の照射が必要な疾病その他県教育委員会が認めた疾病に限る。）の治療のために定期的に医療機関へ通院する職員

(4) 夏季休業日（市町村（学校組合）教育委員会が定める学校管理規則に規定する休業日をいう。）において、勤務時間を早めることで業務効率の向上や早期退庁による地域活動、自己研鑽活動等の促進を図ることを希望する職員

(特例勤務の勤務時間)

第3条 特例勤務の勤務時間の開始時刻は、各学校の勤務開始時刻の60分前から60分後までの範囲内で15分を単位として設定し、1日の勤務時間は7時間45分とする。

なお、特例勤務の勤務時間の開始時刻は各学校の第1時限授業開始時刻以前、終了時刻は最終時限授業終了時刻以後となるように設定すること。ただし、学校の運営に支障を生じると校長が認める場合には、特例勤務の勤務時間の開始時刻は各学校の朝の会（朝学活）開始時刻以前、終了時刻は帰りの会（終学活）終了時刻以後となるように設定することができる。この場合、学校の勤務時間の開始時刻から朝の会（朝学活）までが15分に満たない場合には、15分を単位としないうで設定することができる。また、事務職員及び学校栄養職員の開始時刻及び終了時刻については、この限りではない。

(請求・承認等の手続き)

第4条 特例勤務の請求、承認等の手続きについては、市町村（学校組合）教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。なお、請求は、施行日前から行うことができる。



議案第16号

北栄町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の制定について

北栄町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成30年3月26日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

## 北栄町教育委員会訓令第 号

### 北栄町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金等交付規則（平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。）の規定に基づき、北栄町自転車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、自転車を利用する児童のヘルメットの着用を促進することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童 町内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳に記録されている12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校及び特別支援学校に在学する児童をいう。

(2) ヘルメット S Gマーク（一般財団法人製品安全協会が経済産業大臣の承認を得て、定められた認定基準に適合している製品にのみ表示するマークをいう。）が貼付された新品の自転車用ヘルメットをいう。

(対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、ヘルメットを購入した児童の保護者とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、ヘルメットの購入価格に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1,500円を限度とする。

2 補助金の交付は、児童1人につき1回限りとし、紛失・破損・盗難等による再購入に対する補助は認めないものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、北栄町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) ヘルメットの購入に係る領収書（申請者の氏名の記載のあるものに限る。）
- (2) ヘルメットの保証書の写し
- (3) その他町長が必要と認めるもの  
（補助金の交付決定等）

第7条 町長は、前条の規定による交付申請書兼請求書の提出を受けたときは、その内容を審査の上その適否を決定し、適当と認めるときは北栄町自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときは北栄町自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、または既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

北栄町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

北栄町長 様

申請（請求）者

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

北栄町自転車用ヘルメット購入費補助金の交付を受けたいので、北栄町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請及び請求します。

購入したヘルメット	メーカー名	
	品 名	
購 入 価 格		円
補助金交付申請（請求）額		円 ※上限1,500円
購 入 年 月 日		年 月 日
ヘルメット着用者	住 所	
	氏 名	
	在籍校	学校 年生

フリガナ													
口座名義													
振込先金融機関	銀行		支店名		支 店								
	金庫				出張所								
預金種別	普通・当座		口座番号										
	ゆうちょ銀行の場合		通帳記号			通帳番号（右づめで記入）							
	1				0								

《添付書類》

- ・ヘルメット購入に係る領収書の原本（申請者の氏名の記載のあるもの）
- ・保証書の写し又は型番が分かるもの

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

北栄町長 ㊟

北栄町自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、北栄町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 支給日 年 月 日

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

北栄町長 ㊟

北栄町自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次のとおり不交付と決定したので、北栄町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

- 1 交付申請額 円
- 2 不交付の理由

議案第 17 号

北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員の委嘱について

次の者を北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

平成 30 年 3 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町社会教育委員兼北栄町公民館運営審議会委員

番号	氏名	所属等	構成等
1	岡本 雅子	北条小学校長	学校教育関係者
2	松浦 靖明	大栄中学校長	
3		大栄小学校PTA代表	社会教育関係者
4		北条中学校PTA代表	
5	宮川 美貴子	町婦人会代表	
6	大西 博	自治会長会代表	
7	山根 和夫	文化団体代表	家庭教育の向上に資する活動を行う者
8	中江 人美	北栄人権文化センター館長	
9	三村 章雄	青少年育成関係者	学識経験者
10	清水 武	公募委員	
11	小林 幸子	公募委員	
12	玉木 純一	公募委員	

任 期 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第18号

北栄町文化財保護委員会委員の委嘱について

次の者を北栄町文化財保護委員会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

平成30年3月26日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

北栄町文化財保護委員会委員

番号	氏名	所属等
1	日置 条左エ門	学識経験者
2	前田 明範	学識経験者
3	南場 兄一	学識経験者
4		学識経験者
5	中前 雄一郎	学識経験者

任期 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで



議案第19号

北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について

次の者を北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

平成30年3月26日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員

番号	氏名	所属等
1	日置 条左エ門	文化財保護委員
2	前田 明範	文化財保護委員
3	南場 兄一	文化財保護委員
4		文化財保護委員
5	中前 雄一郎	文化財保護委員
6		老人クラブ代表
7	松原 一人	自治会長会代表
8		女性団体代表

任期 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第20号

北栄町スポーツ推進審議会委員の任命について

次の者を北栄町スポーツ推進審議会委員に任命したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

平成30年3月26日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

任期 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで 2年間

北栄町スポーツ推進審議会委員名簿

平成30年4月1日現在

番号	氏名	備考
1	宇田川 誠章	北栄町スポーツ推進委員協議会
2	井上 裕子	北栄町スポーツ推進委員協議会
3	南場 靖吾	北栄町スポーツ推進委員協議会
4	米本 久美子	北栄町スポーツ推進委員協議会
5	林 邦臣	一般財団法人北栄スポーツクラブ
6	山根 由美子	一般財団法人北栄スポーツクラブ
7	荒木 啓子	一般財団法人北栄スポーツクラブ
8		大栄小学校
9		北条中学校
10	岩垣 博士	北栄町自治会長会

委嘱期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第 21 号

平成 30 年度こども園、小学校及び中学校医の委嘱について

次の者をこども園、小学校及び中学校医に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

平成 30 年 3 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

## 平成30年度 こども園、小学校及び中学校医名簿

●任期:平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

園・学校	種別	氏名	病院等
北条こども園	内科医	高見 博	高見医院
	歯科医	林 映理子	えりい歯科クリニック
	眼科医	寺坂 祐樹	野島病院
	薬剤師	石川 智宏	アイ調剤薬局 北条店
大誠こども園	内科医	妹尾 磯 範	せのお小児科内科医院
	歯科医	仲 秀 典	仲歯科医院
	眼科医	武信 順 子	武信眼科医院
	薬剤師	福光 真寿美	(有)加藤調剤薬局
由良こども園	内科医	妹尾 磯 範	せのお小児科内科医院
	歯科医	橋本 衆二郎	橋本歯科医院
	眼科医	武信 順 子	武信眼科医院
	薬剤師	牧野 幸 弘	あかさき薬局
大谷こども園	内科医	妹尾 磯 範	せのお小児科内科医院
	歯科医	橋本 衆二郎	橋本歯科医院
	眼科医	武信 順 子	武信眼科医院
	薬剤師	石亀 二美江	まつもと薬局
北条小学校	内科医	高見 博	高見医院
	歯科医	林 映理子	えりい歯科クリニック
	眼科医	寺坂 祐樹	野島病院
	耳鼻科医	山崎 愛 語	かほく耳鼻咽喉科クリニック
	薬剤師	森下 聡 夫	大陽堂薬局
北条中学校	内科医	高見 博	高見医院
	歯科医	林 映理子	えりい歯科クリニック
	眼科医	森廣 敬 一	森廣眼科医院
	薬剤師	御船 ゆみこ	清水病院
大栄小学校	内科医	大石 一 康	大石医院
	歯科医	仲 秀 典	仲歯科医院
	眼科医	武信 順 子	武信眼科医院
	耳鼻科医	山崎 愛 語	かほく耳鼻咽喉科クリニック
	薬剤師	加川 教 史	ひまわり薬局
大栄中学校	内科医	中本 健太郎	中本内科医院
	歯科医	橋本 衆二郎	橋本歯科医院
	眼科医	武信 順 子	武信眼科医院
	薬剤師	牧田 眞知子	大陽堂薬局

### H30学校教育室関係学校施設工事計画表

学校名	工事名	予算額(円)	内容	入札方法	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月		
					上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
北条小学校	西校舎扉修繕工事	1,200,000	扉の改修	見積随契								見積			工期													
	西校舎前通路防雪ネット	2,096,000	防雪ネットの取付	指名競争入札														入札								工期		
	LED化工事	8,775,000	体育館	指名競争入札																								
	北校舎外壁改修	720,000	クラック補修	見積随契											見積		工期											
	網戸の設置	88,000	職員室	学校対応																								
大栄小学校	プール改修	729,000	小プール床	見積随契		見積			工期																			
	図工室改修	1,380,000	床、掲示板、棚の改修	指名競争入札										入札		工期												
	理科室改修	521,000	蛇口の交換	見積随契											見積		工期											
	FFストーブの更新	900,000	5-1,2-1	見積随契																		見積			工期			
	黒板改修	100,000	塗り替え(2クラス)	学校対応																								
北条中学校	ふれあい会館床改修	2,366,000	剣道場	指名競争入札														入札								工期(現場は9/11~10/19)		
	LED化工事	14,736,000	体育館	指名競争入札															入札							工期(現場は11/19~30)		
	野球場防球ネット改修	1,264,000	張替	見積随契			見積																			工期(5/7~31)		
	グラウンド改修	1,850,000	土入れ	指名競争入札																						工期(5/7~6/15:コートでずらして)		
	網戸の設置	78,000	校長室等	学校対応																								
	プール機械室補修	162,000		学校対応																								
大栄中学校	生徒用ロッカーの更新	1,100,000	3階	見積随契																						見積	工期	
	生徒用衣類かけ	500,000	3階	見積随契																						見積	工期	
	雨漏り修繕	240,000	管理棟屋上	見積随契			見積																			工期		
	LED化工事	5,684,000	武道館	指名競争入札																							入札	工期(現場は9/12~28)※1,2Fずらす
	渡ろうか塗装工事	700,000	技術棟	見積随契																							見積	工期
	網戸の設置	237,000	特別支援教室	学校対応																								
	共通	エアコン整備工事監理	8,165,000		指名競争入札																							入札
エアコン整備工事		164,776,000	中学校	電気:指名競争入札 機械:制限付一般競争入札																								入札